

# 小・中学校における特別支援教育 校内支援体制作りガイドブック



愛知県教育委員会



# はじめに

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、平成19年4月より特別支援教育が始まりました。平成20年3月には、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記された小・中学校の学習指導要領が告示されました。また、平成21年3月には、特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領が告示され、特別支援教育の制度が整備されるとともに、その内容の充実が求められる時代を迎えました。

本県においても、平成17年度から「愛知県特別支援教育体制推進事業」を展開し、特別支援教育の推進を図ってきました。現在では、全ての小・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名がなされ、着実に校内における体制整備が図られる中、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた指導・支援が進められています。このような各校での取組をサポートするため、昨年度の『小・中学校「個別の教育支援計画」作成ガイドブック』に引き続き、本年度は『小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック』を編集しました。

第1章では、「特別支援教育の校内支援体制作り」についての基本的な考え方が記してあります。第2章では、「Q&A」形式で校内支援体制の中心となる校内委員会、特別支援教育コーディネーター、個別の教育支援計画・指導計画等について、その考え方、具体的な取り組み方、配慮事項等を28の項目に分けてまとめました。

各校において、特別な支援を必要としている一人一人の子供を指導・支援するための校内支援体制の一層の充実に、本ガイドブックを役立てていただき、今後、特別支援教育がさらに推進されることを期待しています。

おわりに、本ガイドブックの作成に当たり、委員として御協力いただきました関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成22年3月

愛知県教育委員会

# < 目次 >

## 第1章 特別支援教育における校内支援体制



1 校内における特別支援教育の推進	3
2 校内支援体制作り	5
(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置	5
(2) 校内委員会の役割	5
(3) 校内委員会の組織及び構成	7
ア 校務分掌上の位置付け	
イ 校内委員会の構成員	
(4) 校内委員会の年間活動計画	7
(5) 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け	9
ア 特別支援教育コーディネーターの役割	
イ 指名に当たっての配慮事項	
(6) 校内の教職員の理解推進と特別支援教育に関する専門性の向上	10
ア 校内研修の推進	
イ 校外研修への積極的な参加	
(7) 保護者との連携の推進	10
ア 保護者への理解啓発	
イ 保護者との協力	
(8) 専門機関等との連携の推進	12
ア 巡回相談員や専門家チームとの連携	
イ 医療、福祉、その他の関係機関との連携	
ウ 特別支援学校との連携	

## 第2章 「校内支援体制作り」Q&A



1 校内委員会について	14
2 特別支援教育コーディネーターについて	19
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画について	23